

第 10 期鳥取県教育審議会の公募委員を募集します

鳥取県教育委員会では、「鳥取県教育審議会」を平成 18 年から設置しており、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興を図るための様々な意見をいただいています。

このたび、第 9 期鳥取県教育審議会の委員の任期満了に伴い、一般県民の立場で鳥取県の教育に関する情報や意見をいただくための委員を募集します。

- ◆ **募集人数** 1 名
- ◆ **応募資格** 鳥取県民であり、次の全ての条件を満たしている者（キについては、生涯学習分科会を希望する場合のみ該当）
 - ア 学校教育、社会教育、家庭教育等、鳥取県の教育に関心があり、県民の立場から情報や意見を提供することが可能な者
 - イ 県内に在住する満 18 歳以上の者（令和 6 年 10 月 1 日現在）
 - ウ 平日の会議に出席できる者（開催場所は原則鳥取市内）
 - エ 県の他の附属機関の委員に就任していない者
 - オ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団員等でない者
 - カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない者
 - キ 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者（鳥取県社会教育委員に関する条例第 2 条による）なお、本審議会には、学校等教育分科会、学校運営分科会、生涯学習分科会（鳥取県社会教育委員を兼務）の 3 分科会があり、いずれか希望する分科会に所属する。
- ◆ **募集期間** 令和 6 年 6 月 10 日（月）～同月 27 日（木）**消印有効**
- ◆ **応募方法**

応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で応募先に提出してください。なお、提出された応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ◆ **応募書類提出先**

鳥取県教育委員会事務局教育総務課 〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 271 番地
電話：0857-26-7505 / ファクシミリ：0857-26-8185
電子メール：kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp（電子メールで応募される場合、件名を「審議会委員応募」としてください。）
- ◆ **選考方法** 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。なお、選考の得点にあたっては一定の基準があり、この基準に満たない場合は選任できません。
- ◆ **結果の通知** 応募された方全員に、郵送によりお知らせします。
- ◆ **その他** 応募に際して提出された書類は委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

裏面へ続きます



鳥取県教育審議会

- ◇ **役割** 教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等について調査審議するとともに、教育委員会及び知事に対して建議する。
- ◇ **任期** 第10期の就任期間は、令和6年10月1日～令和8年9月30日（2年間）
- ◇ **審議会の構成** 30名以内（学識経験者、学校関係者、PTA関係者、社会教育団体関係者等）
 - ・学校等教育分科会（公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議する。）
 - ・学校運営分科会（公立学校等の運営及び教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議する。）
 - ・生涯学習分科会（生涯学習、社会教育、青少年教育、青少年の健全な育成及び文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議する。）
- ◇ **審議会（全体会、分科会含む）の開催**
 - ① 開催回数 年間2～6回程度（分科会、審議する内容により、回数は異なります。）
 - ② 開催の時間帯 平日2時間程度
 - ③ 開催場所 原則鳥取市内
- ◇ **委員報酬等** 県の規定により、報酬、交通費を支給します。
- ◇ **氏名等の公表** 委員に就任された場合、氏名や審議会における発言等を公表します。
審議会は原則公開で行うため、委員は同審議会の議事録など、審議会の資料（氏名及び発言内容）等は全て公開することに同意されたものとします。



【お問合せ先】 鳥取県教育委員会事務局教育総務課（電話：0857-26-7505）